

平成 19 年 5 月 25 日
資源エネルギー庁
新エネルギー等電気利用推進室

新エネルギー等発電設備等に関する変更に係る手続きとその取り扱いについて（周知）

日頃から新エネルギーの導入拡大について、御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第9条により認定された新エネルギー等発電設備等に関しては、その認定を受けた後においても変更等があった場合には確実に手続きが行われる必要がありますが、一部にその手続きが適正にされていないケースが見受けられることから、手続きにつき改めて別紙のとおりまとめましたので対応方よろしくお願ひします。

特に別紙の1. 新エネルギー等発電設備変更認定申請に関しては、新エネルギー等発電設備の認定を受けた者が当該認定に係る新エネルギー等を電気に変換する設備又は発電の方法の変更をしようとするときは経済産業大臣の認定を受けなければならないと同法施行令に規定されております。

この認定を受けないで設備等の変更をした場合には、変更後の設備等での発電量をもって従来の設備等での発電量を把握することが通常困難であるため、当該設備等の変更に伴って新たに発電された電気だけではなく、新エネルギー等発電設備等を実際に変更した日から変更認定を受ける日までの間に当該設備等を用いて発電された電気全てが、原則として法第2条第3項に規定する「新エネルギー等電気」として認められないこととなります。

このことに留意した上で変更認定手続きを確実に行うよう改めてお願ひ申し上げます。

1. 新エネルギー等発電設備変更認定申請について

設備に関して以下の変更がある場合は、新エネルギー等発電設備変更認定申請書を提出してください。

- 発電出力の増減が伴う設備の変更
- 規則様式第9「新エネルギー等発電設備認定申請書」の第2表第2項「燃料名」の追加
- 規則様式第9「新エネルギー等発電設備認定申請書」の第2表第3項「発電方法」の変更（規則様式第9第2表（注8）の記号が変更されるもの）
- 配線図に表示される変更であって、かつ、新エネルギー等電気の供給量の計算方法が変更されるもの

2. 連絡票（連絡担当者）について

書面での申請・届出書の提出時に連絡票を提出していただいておりますが、記載されている連絡担当者の交替等により氏名、連絡先、E-mail アドレスが変更になりましたら以下の手続きを必ず行うようお願いします。

【口座開設済の事業者】

1. RPS法管理システムの「専用ログインページ」を開け、ログインID、パスワードを記入すると専用ページの表紙が表示される。
2. 表紙の「連絡者変更」をクリックすると「事業者情報」「口座情報」の担当者等が表示される。
3. 担当部署、担当者名、電話番号、FAX、E-mail アドレスについて変更後の情報を記載する。

【口座未開設の事業者】

E-mail 又はFAXにより連絡担当者の所属部署、氏名、電話番号、FAX番号、E-mail アドレスを資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課新エネルギー等電気利用推進室(E-mail : rps-mail@meti.go.jp、FAX : 03-3580-8490)に連絡いただきますようお願いします。

3. 新エネルギー等発電設備氏名等変更届出

代表者の交替、事務所移転による住所変更、設備名称の変更、事業者の変更、市町村合併があった場合には新エネルギー等発電設備氏名等変更届出書を提出してください（提出先：新エネルギー等発電設備認定申請書を提出した経済産業局）。

なお、代表者の交替及び市町村合併に伴う氏名等変更届出提出の際には以下のアドレスに記載している留意事項をお読みいただくようお願いします。

http://www.rps.go.jp/RPS/new-contents/pdf/shimeihenkou_ryuui_hatsuden.pdf

4. 口座に関する氏名等変更届出書

代表者の交替、事務所移転による住所変更、市町村合併があった場合には新エネルギー等発電設備氏名等変更届出書を提出してください（提出先：資源エネルギー庁）。

5. その他の注意点

その他認定申請後の注意点を以下に示すアドレスに示してありますので必ずご覧ください。

<http://www.rps.go.jp/RPS/new-contents/top/toplink-3.html>